

総合評価方式入札（特別簡易型）における価格以外の評価項目・評価基準

工事名：春日東中学校屋内運動場新築工事（建築本体工事）

発注形態：特定建設工事共同企業体（Ａ・Ｂグループによる２者ＪＶ）

評価の視点	配点	評価項目	評価基準	内訳	対象
１ 企業の技術力	５	ア 過去１５年間の同種・同規模公共工事の施工実績 ・ＲＣ造 １,４００㎡以上 ・６億円以上	a 施工実績が２件以上	３	Ａ
			b 施工実績が１件	１.５	
			c なし	０	
		イ 技術者の資格保有状況に基づく信頼度	a １級建築士又は１級建築施工管理技士を取得して１０年以上経過した技術者が５人以上いる	１	Ａ
			b １級建築士又は１級建築施工管理技士を取得して１０年以上経過した技術者がいる	０.５	
			c なし	０	
		ウ 品質管理の取組状況	a ＩＳＯ９００１を取得	０.５	Ａ
			b 未取得	０	
		エ 環境マネジメントシステムの取組状況	a ＩＳＯ１４００１（又はエコアクション２１）を取得	０.５	Ａ
			b 未取得	０	
２ 配置予定技術者	７	オ 配置予定技術者の工事成績評定点（平成２２年度以降に監理技術者として従事したもの）	a ８６点以上	３	Ａ
			b ８３点以上８５点以下	２	
			c ８０点以上８２点以下	１	
			d ６５点以上７９点以下	０.５	
			e ６４点以下	０	
		カ 保有する国家資格等	a １級建築士又は１級建築施工管理技士	１.５	Ｂ
			b ２級建築士又は２級建築施工管理技士	１	
			c なし	０	
		キ 公共工事の施工経験（担当した役割）	a 監理技術者又は主任技術者	１.５	Ｂ
			b なし	０	
		ク 継続教育（ＣＰＤ）の取り組み	a Ａ・Ｂグループともに取得単位あり	１	ＡＢ
			b Ａ・Ｂグループのいずれかに取得単位あり	０.５	
			c Ａ・Ｂグループともになし	０	
３ 地域貢献・その他	６	ケ 防災協定	a あり	２	Ｂ
			b なし	０	
		コ 過去３年間の春日市での施工実績	a 過去３年間に春日市内における建築工事の実績が３件以上ある	２	Ｂ
			b なし	０	
		サ 地域精通性について	a 本店、支店等の所在地が春日市内	２	Ｂ
			b 本店、支店等の所在地が春日市外	０	
合計	１８				

- ア ・平成２２年４月以降に完成した建築一式工事で、契約金額が６億円以上の公共工事（ＲＣ造、延べ床面積 １,４００平方メートル以上）を対象。（当該実績が共同企業体でのものである場合は、代表構成員であること。出資割合に応じて金額を案分する必要はない。）
・施工実績については、記載する工事のCORINSの登録内容確認書の写しを提出すること。CORINSに登録がない場合又はCORINSの記載内容で調書に記載する内容が不明な場合は、確認できる資料を必ず添付。
・該当する工事を２回以上行っている場合、そのうち２件について記入。
- イ ・技術者については、告示日において当該会社に在籍している者に限る。
・添付資料は、資格を証明する書類の写しなど上記項目の内容が確認できる書類。
- ウ・エ ＩＳＯについては、対象業務を建設工事とし、認証の写しを提出。
- オ ・配置予定技術者は、告示日において当該会社に在籍している者に限る。
・福岡県発注（全ての部局が対象）、国土交通省（沖縄総合事務所を含む）及び春日市発注の建築一式工事で、平成２２年４月以降に完成した工事の評定点を対象。
・福岡県又は国土交通省（沖縄総合事務所を含む）の工事成績評定通知書及びCORINSの登録内容確認書の写しを提出。
CORINSに登録がない場合又はCORINSの記載内容で、調書に記載する内容が不明な場合は、確認できる資料を添付。
・配置予定技術者に関する添付書類については、イと同じ。
- カ 資格を証明する書類の写しを提出。
- キ ・公共工事のうち、令和２年４月以降に完成した建築一式工事の経験を対象。
・配置予定技術者が監理技術者又は主任技術者として着工から完成まで従事した工事であること。
・CORINSの登録内容確認書の写しを提出すること。CORINSに登録がない場合又はCORINSの記載内容で、調書に記載する内容が不明な場合は、確認できる資料を必ず添付すること。
- ク 評価対象とする単位は、日本建築士会連合会、日本建築家協会及び建築ＣＰＤ運営会議のものとし、認証の写しを提出。
- ケ 本市と取り交わした「災害時における応急対策業務に関する協定書」の写しを提出
- コ ・令和４年４月１日から令和７年３月３１日までに春日市が発注した、契約金額が１３０万円以上の建築工事を対象。
・施工実績については、記載する工事のCORINSの登録内容確認書の写しを提出。CORINSに登録がない場合又はCORINSの記載内容で、調書に記載する内容が不明な場合は、確認できる資料を必ず添付すること。